



# 山形県公報

令和3年2月26日(金)  
第183号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 災害等による県税の申告期限の延長……………(税政課) ……141
- 山形県水資源保全地域の指定の予定……………(環境企画課) ……142
- 山形県水資源保全地域の指定の解除の予定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……143
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……144
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……146
- 山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……147
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……148
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法による火光を利用した遊漁に係る光力の制限……………149
- 第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域……………151

### 公 告

- 令和3年度自衛官候補生等の募集……………(市町村課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(ICT政策推進課) ……153
- 同……………(消防救急課) ……154

## 告 示

### 山形県告示第109号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第16条第1項の規定により、同条例第64条第1項及び第2項に規定する個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して提出する申告書(年の中途において事業を廃止した場合に提出するものを除く。)の提出に関する期限のうち、県内に事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が令和3年3月15日までに到来するものについては、その期限を同年4月15日まで延長する。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第110号**

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、令和3年3月12日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 米沢市水資源保全地域  
 (2) 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める米沢市の森林の区域
- 2 (1) 名 称 真室川町水資源保全地域  
 (2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡真室川町の森林の区域

**山形県告示第111号**

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第8項の規定により、次の水資源保全地域の指定を解除する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る水資源保全地域の指定の解除について、令和3年3月12日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 米沢市大荒沢水源地水資源保全地域  
 (2) 区 域 米沢市大字入田沢字大荒沢1627番2から1627番6まで、1627番10、1627番227の一部、1627番228の一部、1627番229の一部、1627番230から1627番237まで、1627番238の一部、1627番239の一部、1627番240、1627番241の一部、1627番244の一部及び1627番256から1627番259まで並びに同市513林班ろ小班、514林班、515林班及び519林班い小班
- 2 (1) 名 称 米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域  
 (2) 区 域 米沢市412林班から426林班まで

**山形県告示第112号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ご と う 歯 科 医 院	上山市二日町9番3号 美濃屋ビル2階	平成29. 8. 1
高 野 薬 局	米沢市城西一丁目6番20号	令和 2.12. 1
高 野 調 剤 薬 局	米沢市林泉寺二丁目2番90号	同
武 田 歯 科 医 院	鶴岡市茅原町28番15号	令和 3. 1. 1
赤 湯 駅 前 ク リ ニ ッ ク	南陽市三間通126番11号	同

**山形県告示第113号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
高 野 薬 局	米沢市城西一丁目6番20号	令和 2. 11. 30
高 野 調 剤 薬 局	米沢市林泉寺二丁目2番90号	同
若 狭 眼 科	新庄市金沢2882番地の1	令和 2. 12. 31
赤 湯 駅 前 ク リ ニ ッ ク	南陽市三間通126番11号	同
東 山 薬 局	新庄市金沢1582番地8	同

**山形県告示第114号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	休 止 年 月 日
PFC JAPAN CLINIC 新庄	新庄市末広町8番23号	令和 3. 1. 1

**山形県告示第115号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
アップル薬局おきたま店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東置賜郡川西町大字西大塚横道1381番地4	令和 2. 12. 23

**山形県告示第116号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30

号) 第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
訪問介護クオリティケアサービス	訪問介護	鶴岡市西目123番地8	令和 2. 8. 31
永 山 医 院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	南陽市栲塚1821番地の2	令和 2. 10. 5
医療法人 齋藤内科医院	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	米沢市桜木町1番70号	令和 2. 10. 10
多機能型介護ステーションぬくもり	訪問介護	酒田市泉町9番19号	令和 2. 11. 1
訪問介護センターれんげ草	訪問介護	上山市宮脇658番地スカイタワー41 3501号室	令和 3. 1. 12

**山形県告示第117号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
板 垣 匡	訪問マッサージKE i ROW天童ステーション	天童市乱川二丁目2番22号	令和 2. 12. 8

**山形県告示第118号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 小国川漁業協同組合  
ロ 住 所 最上郡舟形町舟形4723番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第11号及び内共第12号

(3) 変更の内容

第7条第1項の表中

最上郡最上町大字法田地内最上白川水系東又沢
最上郡最上町赤倉地内小国川水系西の又沢

を

最上郡最上町大字法田地内最上白川水系西ノ又沢
最上郡最上町赤倉地内小国川水系朝日沢

に改め、同条第3項の表中

最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋から上流300メートルの地点まで
最上郡最上町大字富澤地内赤倉橋から上流300メートルの地点まで

を

最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋下流端から義経大橋上流端まで
最上郡最上町大字富澤地内赤倉橋下流端から湯の原橋上流端まで

に、

最上郡舟形町長沢地内大谷梁から下流250メートルさいの神地点まで
----------------------------------

を

最上郡舟形町長沢地内大谷築下流端から下流350メートルさいの神地点まで
-------------------------------------

に、

最上郡最上町大字富澤地内赤倉橋から下流200メートルの地点まで及び同橋から上流300メートルの地点から保京橋まで
--

を

最上郡最上町大字富澤地内末沢吊り橋上流端から下流350メートルの地点まで
--------------------------------------

に改め、同条第4項の表中

最上郡舟形町長者原地内富田堰堤頭首工から上流50メートル及び下流100メートルの地点まで
--

を

最上郡舟形町長者原地内富田堰堤頭首工中心線から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで
---

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和3年4月1日

2 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 最北中部漁業協同組合

ロ 住所 新庄市大手町2番66号

(2) 漁業権の免許番号

内共第13号及び内共第14号

(3) 変更の内容

第10条第1項の表中

1,350円
1,650円

を

1,500円
1,800円

に改め、同条第2項中「500円」を「1,000円」に改

める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和3年4月1日

**山形県告示第119号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和3年4月1日から 令和3年6月30日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和3年3月31日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

**山形県告示第120号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
陸上競技場 総合体育館 屋内多目的コート	午前9時から午後9時まで	1 毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、7月にあつては第1月曜日、8月にあつては第4月曜日
サブグラウンド サッカー場 ラグビー場 運動広場 第3運動広場	午前9時から午後5時まで	
テニスコート 第2運動広場	午前5時から午後9時まで	2 12月29日から翌年の1月3日まで
野球場	午前5時から午後5時まで	
屋外プール	午前10時から午後6時まで	8月の第4日曜日の翌日から翌年の7月の第3月曜日の直前の金曜日まで

2 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年2月26日から同年3月12日まで縦覧に供する。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡庄内町高田麦字大島49番から 同 51番まで	旧	15.3メートル } 13.9	メートル 270
同 上	新	15.5メートル } 13.9	同 上

山形県告示第122号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 最上川流域下水道（山形処理区）
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

令和3年2月15日東北地方整備局告示第23号

**山形県告示第123号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 余目都市計画、鶴岡都市計画、三川都市計画及び酒田都市計画下水道事業

(2) 名称 最上川下流域下水道

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

令和3年2月15日東北地方整備局告示第24号

**山形県告示第124号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道事業

(2) 名称 最上川流域下水道（村山処理区）

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

令和3年2月15日東北地方整備局告示第25号

**山形県告示第125号**

次の開発行為は、完了した。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

令和3年1月18日 指令村総建第260号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字大塚字大塚123番の一部、403番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
村山市大字名取3331番地5 柴田 宏子

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

令和3年2月26日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 火光を利用した遊漁に係る光力制限

- (1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用することができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度は同表の右欄に掲げるとおりとする。

海 域	使用することができる光源		集魚灯の消費電力 合計の最高限度
	種 類	個 数	
山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第1号）	白熱灯又は放電灯 （メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1個（消費電力が3キロワット以内のものに限る。） 船上使用 3個以内	10キロワット
山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域	白熱灯又は放電灯 （メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1個 船上使用 3個以内	10キロワット
山形県と秋田県の境に設置した漁場基点（以下「基点第1号」という。）から真方位292度の線及び酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（以下「基点第3号」という。）から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域	白熱灯又は放電灯	水中使用 1個 船上使用 3個以内	10キロワット

<p>基点第3号、基点第3号から真方位294度43分5,000メートルの点（以下「アの点」という。）、平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町との境に設置した漁場基点（以下「基点第4号」という。）から真方位295度45分5,000メートルの点（以下「イの点」という。）及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p>	<p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p>	<p>制限なし</p>	<p>10キロワット</p>
<p>アの点、基点第3号から真方位294度43分6,500メートルの点（以下「ウの点」という。）、基点第4号から真方位295度45分6,500メートルの点（以下「エの点」という。）、イの点及びアの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域</p>	<p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p>	<p>制限なし</p>	<p>1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット</p>
<p>基点第3号から真方位294度43分の線と基点第4号から真方位295度45分の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第3号、ウの点、エの点及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域</p>	<p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p>	<p>制限なし</p>	<p>30キロワット</p>
<p>基点第4号、イの点、山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（以下「基点第5号」という。）から磁針方位西北西5,000メートルの点（以下「オの点」という。）及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域から山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域を除いた海域</p>	<p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p>	<p>水中使用 1個 船上使用 3個以内</p>	<p>10キロワット</p>
<p>イの点、エの点、基点第5号から磁針方位西北西6,500メートルの点（以下「カの点」という。）、オの点及びイの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域</p>	<p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p>	<p>水中使用 1個 船上使用 3個以内</p>	<p>1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット</p>
<p>基点第4号から真方位295度45分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第4号、エの点、カの点及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域</p>	<p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p>	<p>水中使用 1個 船上使用 3個以内</p>	<p>30キロワット</p>

基点第1号から真方位292度の線と基点第3号から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートルより沖合の海域及び基点第3号から真方位294度43分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートルより沖合の海域	白熱灯又は放電灯	制限なし	30キロワット
---	----------	------	---------

(2) 山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、船舶が火光を利用した遊漁を行ってはならない。

2 制限期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年2月26日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 山形県の地先海面における第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか 同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
はたはた 同	
あじ・たなご 同	

2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。

3 かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の第二種共同漁業権（小型定置漁業）に用いる漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。

4 この指示の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

**公 告**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日		試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期	
一般曹候補生	令和3年3月1日（月）から同年5月11日（火）まで	第1次試験	令和3年5月22日（土）	筆記試験	東根市 鶴岡市	陸上自衛隊神町駐屯地 鶴岡合同庁舎	令和4年3月下旬又は4月上旬	
		第2次試験	第1次試験合格者にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者にのみ通知	同左		
	令和3年7月1日（木）から同年9月6日（月）まで	第1次試験	令和3年9月18日（土）	筆記試験	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 村山市	食糧会館 米沢市西部コミュニティセンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 村山市総合文化複合施設 甌葉プラザ		
		第2次試験	第1次試験合格者にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者にのみ通知	同左		
	航空学生	令和3年7月1日（木）から同年9月9日（木）まで	第1次試験	令和3年9月20日（月）	筆記試験	山形市 鶴岡市		山形大学小白川キャンパス 鶴岡合同庁舎
			第2次試験	第1次試験合格者にのみ通知	適性検査 口述試験 身体検査	第1次試験合格者にのみ通知		同左
自衛官候補生	令和3年3月7日（日）から同年5月14日（金）まで	令和3年5月22日（土）		筆記試験	東根市 鶴岡市	陸上自衛隊神町駐屯地 鶴岡合同庁舎		
		令和3年5月29日（土）又は同月30日（日）のうち指定する1日		口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地		
	令和3年7月1日（木）から同年9月10日（金）まで	令和3年9月18日（土）		筆記試験	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 村山市	食糧会館 米沢市西部コミュニティセンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 村山市総合文化複合施設 甌葉プラザ		
		令和3年10月1日（金）から同月6日（水）までのうち指定する1日		口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地		

## 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県みらい企画創造部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、モバイルパソコン用SIMカード及びデータ通信サービス提供業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 令和3年4月8日（木）午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 モバイルパソコン用SIMカード及びデータ通信サービス提供業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和3年5月1日から令和6年4月30日まで

(4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額のうち令和3年5月分から令和4年3月分までの11箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和3年5月分から令和4年3月分までの11箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部ICT政策推進課ICT企画担当

電話番号023(630)3394

- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和3年3月26日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課 ICT企画担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the services to be required: SIM cards and data communication services for mobile personal computers, 1 set
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 8, 2021
  - (3) Contact point for the notice: ICT Policy Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3394

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県消防防災ヘリコプター運航管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁災害対策室（3階）
  - (2) 日時 令和3年3月30日（火）午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県消防防災ヘリコプター運航管理業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
  - (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和3年4月分から令和4年3月分ま

での12箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和3年4月分から令和4年3月分までの12箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を得ていること。
- (6) 過去5年以内に2の(1)と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が令和3年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県防災くらし安心部消防救急課消防保安担当 電話番号023(630)2227
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県防災くらし安心部消防救急課消防保安担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審

査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和3年3月15日（月）午後5時までに山形県防災くらし安心部消防救急課消防保安担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類を提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Fire Helicopter flight management operation, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. March 30, 2021
- (3) Contact point for the notice: Firefighting and Safety Representative, Fire and Disaster Management Division, Disaster Prevention and Public Safety Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2227